

様式第 10 号

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた業者

(1) 商号又は名称 株式会社カナデビアエンジニアリング

(2) 所在地 大阪府大阪市中央区南久宝寺町 3-1-8

2 指名停止措置の期間

令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 10 月 6 日まで (1 か月)

3 事実の概要

株式会社カナデビアエンジニアリングは、建設業法第 15 条第 2 項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していたことから、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当するとして、令和 8 年 (2026 年) 6 月 19 日、国土交通省近畿地方整備局長から監督処分 (指示処分) を受けた。

4 指名停止措置の理由

「水俣市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第 2 の 9 の項 (建設業法違反行為) に該当するため。

指名停止等の措置要綱に定める別表第 2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 9 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき (次項に掲げる場合を除く。) 。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内